

令和2年12月2日

令和2年第4回岬町議会定例会

第2日会議録

令和2年第4回（12月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和2年12月2日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃	10番 和田 勝弘
11番 出口 実	12番 奥野 学	

欠席議員 1名

欠員 0名

傍聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠
しあわせ創造部長 松井 清幸	会計管理者	福井 智淑
都市整備部長 奥 和平	まちづくり戦略室 危機管理監	森 由造
教育次長兼指導課長 澤 憲一	財政改革部 財政改革課長	内山 弘幸

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和2年12月1日から22日(22日)

○会議録署名議員

2番 谷崎整史 3番 道工晴久

議事日程

日程第 1	議案第66号	令和2年度岬町一般会計補正予算(第7次)について
日程第 2	議案第67号	令和2年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について
日程第 3	議案第68号	令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について
日程第 4	議案第69号	令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)について
日程第 5	議案第70号	第5次岬町総合計画基本構想の策定について
日程第 6	議案第71号	動産買入れ契約の締結について(学校給食配送車)
日程第 7	議案第72号	岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第 8	議案第73号	岬町立アップル館の指定管理者の指定について
日程第 9	議案第74号	地方税法における延滞金の特例規定の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第4回岬町議会定例会（2日目）を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は11名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第1、議案第66号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第66号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてをご説明いたします。

内閣府が11月16日に速報値として公表いたしました令和2年7月から9月期の国内総生産（GDP）の物価変動を除いた実質値は、年率換算で21.4%の大幅な増加となりました。

これは、新型コロナウイルス感染拡大で戦後最悪の落ち込みとなった4月から6月期の年率28.8%減少の反動と言われております。

GDPの半分以上を占める個人消費は、緊急事態宣言解除後の経済活動の再開に加えて、1人10万円の特別定額給付金や政府の観光需要喚起策「Go To Travel」などが消費を押し上げた一方で、設備投資につきましては先行きの不透明感から企業が投資を抑制する姿勢が続いております。

現在、全国各地で新型コロナウイルス感染者が急増し、春の「第一波」、7月から8月の「第二波」に続き、「第三波」の感染拡大が到来していると言われております。

いまだコロナ感染終息の見通しが立っていない中、景気回復のシナリオの実現は依然厳しい状況にあります。

こうした景気動向は地域経済にも影響を与えることから、今後とも注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましても財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては緊急性の高い経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,243万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億8,757万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから13ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

地方交付税といたしまして交付決定に伴い、普通地方交付税2,220万9,000円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして1,737万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴い594万2,000円を、多奈川小学校トイレ改修事業に充当するための学校施設環境改善交付金882万円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金といたしまして、244万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴い591万7,000円を減額計上する一方、町内の淡輪・深日・多奈川の保育所3施設、淡輪・深日の学童保育室の3施設、私立幼稚園・認定こども園の2施設、子育て支援センター1施設、ファミリーサポートセンター1施設、企業・法人が運営する認可外施設2施設の合計12施設について新型コロナウイルス感染症防止対策として消毒液などの購入や空気清浄機などの整備に充当するために1施設当たり50万円が交付される新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金600万円を計上いたしております。

財産収入といたしまして、本町が出資いたしております株式会社ジェイコムウェスト利益配当金15万4,000円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、2,925万円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金1,187万円を、多奈川小学校トイレ改修事業にかかる多奈川財産区特別会計繰入金1,738万円をそれぞれ計上いたしております。

町債といたしまして、町道淡輪団地線災害復旧事業に充当するための町道災害復旧債100万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては14ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費といたしまして、1,255万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、深日兵庫地区の町有地の保全のために老朽化した管理用フェンスの取替えや古い建物撤去などにかかる整備工事192万5,000円を、リモート会議ができるように庁舎の無線LAN環境の整備工事や、パソコンの購入費など合わせて266万8,000円を仕事などで平日に役場に来庁できない住民の方などのために南海電鉄から無償譲渡を受けたみさき公園駅に隣接する旧店舗の一部を住民票及び印鑑登録に関する証明書の交付を行う（仮称）住民サービスコーナーとして開設するために必要な施設整備工事や備品など、合わせて670万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして1,266万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、介護保険特別会計で支弁する事務処理システム改修事業に充当するための介護保険特別会計繰出金（事務費）520万8,000円を歳入予算でご説明させていただいた新型コロナウイルス感染症防止対策として、1施設当たり50万円が交付される新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、消毒液などの購入や空気清浄機などの整備に充てるために児童福祉施設として保育所の3施設分の150万円、放課後児童健全育成費として学童保育室の3施設分の150万円を、子育て支援センター費として1施設分の50万円を、子ども・子育て支援事業費として私立幼稚園・認定こども園の2施設分、企業・法人が運営する認可外施設の2施設分及びファミリーサポートセンターの合計5施設分の250万円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費といたしまして、前年度の精算に伴い妊娠・出産包括支援事業国庫補助金返還金36万1,000円を計上いたしております。

農林水産業費といたしまして、91万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、逢帰奥池廃止工事に係る実施設計業務委託料66万円を、今年9月の大雨の影響で法面が崩れたことに伴い通行に支障が生じている孝子地区中山農道改修工事25万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

土木費といたしまして、272万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては新たなみさき公園にかかる運営等を行う事業者の公募に向け、多くの事業者からの提案を受けられることができるように、用途地域の変更を行うための支援業務委託料93万9,000円を、令和3年4月から多奈川西地区・中地区においてコミュニティバスの運行を開始するに当たり、運行ルート上の西集会所バス停出入口の改修工事と備品購入としてバス停の置石型の標識柱の合計69万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費といたしまして、3,967万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、歳入予算でご説明させていただいた学校施設環境改善交付金を活用して、多奈川小学校普通教室棟2階トイレ1室と3階トイレ1室を改修するための工事監理業務委託料、設計業務委託料、改修工事の合計2,620万円を、淡輪・深日・多奈川小学校体育館において授業等の熱中症対策及び災害時における避難者の健康状態を確保するための空調設置工事設計委託料1,000万円をそれぞれ計上いたしております。

災害復旧費といたしまして、令和2年7月豪雨に伴い被災した町道淡輪団地線災害復旧工事353万1,000円を計上いたしております。

続いて4ページをご参照願います。「第2表 地方債補正」をご覧ください。

町道淡輪団地線災害復旧事業の実施に伴い、町道災害復旧事業として100万円を新たに追加するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和2年度岬町一般会計補正予算(第7次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第2、議案第67号「令和2年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第2、議案第67号、令和2年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、低所得者にかかる保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金などについて編成をいたしております。

議案書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,462万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国民健康保険料につきましては、保険基盤安定事業費の決定に伴う財源調整としまして、国民健康保険料3万3,000円を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金につきましては社会保障番号制度、いわゆるマイナンバー制度による国民健康保険の資格をオンラインで確認するための国保システム改修を目的として交付される国庫補助金としまして288万2,000円を計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、他会計繰入金15万4,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、保険基盤安定事業費の決定に伴い、保険基盤安定繰入金軽減分1,185万2,000円の減額、同支援分1,188万5,000円を増額及び国保システム改修に係る町負担分としまして職員給与費等繰入金12万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費総務管理費につきましては、社会保障番号制度、いわゆるマイナンバー制度による国民健康保険の資格をオンラインで確認するための国保システム改修委託料としまして300万3,000円を増額計上いたしております。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、一般被保険者医療給付分において、保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金の増額に伴い財源更正を行っております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和2年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第68号「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第3、議案第68号、令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、今後予定されている令和3年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修による経費について計上いたしております。

議案書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ690万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ20億5,881万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

国庫支出金につきましては、令和3年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修を目的として交付される国庫補助金としまして170万円を増額計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、一般会計繰入金520万8,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、令和3年度の介護保険制度の改正に対応するための事務処理システム改修に係る経費のうち町負担分520万8,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費、総務管理費につきましては令和3年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修委託料としまして690万8,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第4、議案第69号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第4、議案第69号、令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）についてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,738万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,132万円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として、多奈川地区財産区基金繰入金1,738万円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金、繰出金として一般会計繰出金1,738万円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します多奈川小学校トイレ改修事業の財源として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第5、議案第70号「第5次岬町総合計画基本構想の策定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 日程第5、議案第70号、第5次岬町総合計画基本構想の策定の件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定について、岬町総合計画条例第4条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、平成23年に、「豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”」を将来像とする第4次岬町総合計画を策定し、この総合計画のもとにまちづくりを行ってまいりました。

その後、およそ10年が経過し、我が国の社会経済情勢や本町を取り巻く環境は大きく変化いたしました。

今回ご提案いたします基本構想は、こういった社会的潮流や本町のまちづくりの動向を踏まえ、本町の抱えている課題に対処し、総合的かつ計画的な行財政運営を図るために必要な基本方針を定めるもので、本町の今後10年間の新たなまちづくりの指針となるものでございます。

この計画の策定に当たりましては、住民、各種団体へのアンケート、住民の皆様に参加いただいたワークショップの開催など、住民の意見を適切に把握し、計画案に反映させるとともに、議会の議長をはじめ、三常任委員長参画のもと、各界代表の方々並びに住民公募の方々で構成する総合計画審議会に諮問いたしまして、この審議会での慎重な審議を経まして、11月6日に答申をいただいたところでございます。

それでは、これから基本構想について説明させていただきますが、この基本構想に盛り込まれた事項は多岐にわたっておりますので、別途お配りしております基本構想の概要版に基づき、その骨子を説明させていただきたいと思っております。

説明が少し長くなりますがご理解をいただきますよう、お願いいたします。

それでは、別添の第5次岬町総合計画基本構想の概要についてをご覧ください。

初めに、1、計画の趣旨と構成のうち、まず計画の趣旨と役割でございますが、今回策定します第5次岬町総合計画は、過去4次にわたり策定された総合計画の成果を継承しつつ、本町における課題や変化する社会的潮流などを見極め、歴史や文化・自然環境などの地域資源を大切にしながら、岬町が取り組むべきまちづくりの方向性を明らかにするために策定するもので、この計画は本町のまちづくりにおける最上位計画、また長期的なまちづくりの指針、そして町の将来像の実現に向けて、住民、事業者、行政が共有する指針となるものでございます。

また、この基本構想は本町の課題を踏まえ、おおむね10年後の令和12年におけるまちづくりの将来像やまちづくりの基本的な方向を示すものであります。

次に、2の社会的潮流とまちづくりの課題ですが、この計画を策定する上で注視すべき社会的潮流とまちづくりの課題として6つの社会的潮流を、まちづくりの課題として分野別課題5点、まちづくり全体に係る課題を3点に取りまとめております。

次に、3、まちの将来像ですが、社会的潮流やまちづくりの課題も踏まえて、令和12年に向けた本町の将来像を、「みんなでつくる恵み豊かな温もりのまち“みさき”」と定め、豊かな自然の恵みや人と人とのふれあいやつながりをもたらす人のぬくもりなどを通じて、人々の信頼や絆の高まりなどまちづくりに取り組む思いを表現いたしております。

次に、4、将来の目標人口ですが、本町の人口は引き続き減少することが予想されておりますが、都市構造の在り方、住民生活や産業の維持、関係人口の創出など総合的に判断し、人口の減少に歯止めをかけ、様々な施策を総合的に取り組むことにより、令和12年の目標人口を1万3,900人と設定いたしております。

次に、資料の2ページをご覧ください。

5のまちの将来構想については、都市軸、拠点及び土地利用構想に関する基本方針を表しております。

都市軸に関する基本方針では、まちの骨格となる都市軸の強化、東西連携軸の強化及び海洋レクリエーション塾の形成を図ることといたしております。

まちの骨格となる都市軸の強化は新たに阪神高速湾岸線、大阪湾岸道路の延伸を国に要望することといたしております。

次に、東西連携軸の形成では、(仮称)岬加太スカイラインから紀淡連絡道を結ぶ広域的なネットワークの形成、災害時物流ネットワークの確保を目指すことといたしております。

次に、拠点に関する基本方針では、広域交流拠点及び行政交流拠点の機能強化と新交流拠点及び産業拠点の形成をはじめ、拠点ごとに主要施設を位置づけ、それぞれ都市機能を明確化しております。

新交流拠点の形成については、みさき公園については新たな集客拠点として交流機能の強化を図り、道の駅みさきから町道海岸連絡線周辺までの地域を農や緑を核とした新たな交流拠点として位置付けております。

3ページをご覧ください。土地利用構想に関する基本方針では、市街地ゾーン、レクリエーションゾーン、自然共生ゾーン及び複合機能ゾーンを定め、まちづくりを進めるための土地利用の基本方針を表しております。

レクリエーションゾーンのうち、みさき公園周辺では、ゴルフ場は周辺の自然環境との調和を図るとともに、本町では新みさき公園を計画しており、大人から子どもまで幅広い世代層に利用され、まちの観光レクリエーション拠点としてまちなぎわいの新しい中核拠点となることを目指しております。

また、自然共生ゾーンでは、令和2年に日本遺産として登録された葛城修験道の整備、活用を図ることといたしております。

次に、資料の4ページをご覧ください。

6、まちづくりの基本方針では、まちの将来像を実現するため、四つのまちづくりの基本方針を表しております。

まず、基本方針1、住民との協働を進めますでは、住民、事業者、行政などがお互いの役割と責任を明確にして協働のまちづくりを進めることといたしております。

基本方針2、定住交流施策を進めますでは、人口減少の抑制を図る定住施策と地域の活力増進を図る交流施策を進めるとともに、マイクロツーリズムをはじめ、よそからの来訪者に魅力を伝える取組みを進めることといたしております。

次に、基本方針3、安全・安心な暮らしを守る施策を進めますでは、防災基盤の整備や防災対策を確立し、関係機関と連携し、防犯・防火活動や交通安全啓発を進めることといたしております。

基本方針4、行財政改革を進めますでは、行政運営の柱となる財政力、組織力、人材力を高める行財政改革を進め、自立した行財政運営を進めることといたしております。

次に、7、まちづくりの目標でございます。目標については、6点、目標を定めております。

目標1、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち（健康・福祉・子育て）では、住民一人ひと

りのライフステージに応じた主体的な健康づくりを支援します。

併せて、公的な制度・サービスを整えるとともに、地域福祉の意識の醸成を図ります。

また、子育て環境づくりに取り組み、地域とともに育てるまちを目指します。

次に、目標2、あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち（教育・文化）では、子どもたちが健やかに育ち、個性や能力を伸ばすことができる環境づくりを進めるとともに、地域に開かれた学校づくりを目指します。

また、生涯学習活動やスポーツ活動を支援し、芸術・文化環境を向上し、心豊かな暮らしを送ることができるまちを目指します。

併せて、地域の歴史や伝統の保護と活用を行います。

次に、目標3、新たな活力と魅力あふれるまち（産業・観光）では、産業を誘致するとともに、就労機会の拡大、創出、勤労者福祉の向上を図り、地域産業の活性化のための支援制度を整えます。

また、観光資源の活用や魅力向上など情報発信に取り組み、関係人口の拡大、創出に取り組みます。

次に、目標4、豊かな自然の中で安心して暮らせるまち（生活環境・防災）では、あらゆる災害リスクに備える防災・防犯対策や消防・救急体制の充実を図り、危機管理体制を強化し、地域・住民・事業者の自助・共助の取り組みを支援し、住民が安心して暮らせるまちを目標とします。

また、自然環境を適切に保全することで、潤いのある暮らしができるまちを目指すとともに、循環型社会の実現に向け、廃棄物の4R活動を促進し、適切なおみ処理を推進します。

次に、目標5、安全で快適な住み心地のいいまち（都市基盤）では、施設の維持更新及び計画的な整備と適切な管理を進めます。

交通手段の整備を通じて、快適で利便性の高い魅力的な都市空間の創出に取り組みます。

次に、目標6、全ての人が輝くまちづくりを進めるまち（協働・人権・行政）では、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、協働のまちづくりに取り組み、全ての人が個性と能力を發揮することができる社会を目指します。

また、行財政改革を積極的に行い、将来にわたり安定したまちづくりを目指すこととしており、それぞれの目標をお示ししております。

基本構想の概要につきましては以上のおりでございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「第5次岬町総合計画基本構想の策定について」は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第6、議案第71号「動産買入れ契約の締結について(学校給食配送車)」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第71号、動産買入れ契約の締結について(学校給食配送車)につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、学校給食配送車の買入れに当たり動産買入れ契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、学校給食配送車。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は751万3,000円、うち消費税及び地方消費税の額は68万3,000円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1908番地23、門自動車、代表者門 仁でございます。

契約の経過及び学校給食配送車の概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の入札結果経過調書をご覧ください。

今回の学校給食配送車の購入に当たり、令和2年度、3年度、岬町物品役務提供等登録業者のうち、業種区分、車両販売、車両用品、車両整備、営業品目、特殊車両に登録を行っている5社を指名し、指名競争入札を実施いたしました。

3社が事前に入札参加を辞退し、10月1日の入札には2社が応札し、1回目の入札で予定価格に達したことから契約の相手方として決定し、令和2年10月2日に仮契約を締結いたしました。

納入期限は令和3年8月20日までといたしております。

参考資料の裏面、学校給食配送車の概要をご覧ください。

購入車両はマツダタイタンで、車両の概要、寸法、設備仕様、外観イメージは記載のとおりとなっております。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「動産買入れ契約の締結について(学校給食配送車)」は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第7、議案第72号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第7、議案第72号、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

淡輪老人福祉センターの管理業務につきましては、岬町淡輪長生会を指定管理者として指定をしているところですが、指定期間が令和3年3月31日をもって終了することに伴い、4月から引き続き岬町淡輪長生会を指定管理者として指定をするもので、指定を行わせる施設は、岬町立淡輪老人福祉センター。

所在地は、岬町淡輪4518番地の1。

指定管理者は、岬町深日2000番地の1、岬町淡輪長生会。

代表は、会長の小又 彰氏でございます。

なお、指定管理者の所在につきましては、長生会の事務局は福祉課になっており、長生会関係の文書など対外的に本番地を使用していることから役場の所在地としているところでございます。

指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

指定管理者の選定につきましては、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例において、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域などの活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときには公募によらない候補者を選定することができる」と規定する第5条を適用いたしております。

淡輪老人福祉センターは、老人福祉法に基づく老人福祉施設であり、地域の高齢者に対して健康の増進、教養の向上やレクリエーション等を行うことを目的とされています。

また、高齢化の進展に伴い介護予防拠点としても位置付けられており、現在、各種のクラブ活動や趣味活動のほか、介護予防を目的とした各種教室を行っております。

このことから、地域の高齢者で組織され、活発な活動を行っておられる岬町淡輪長生会が運営管理することは最も設置目的の達成や地域などの活力を積極的に活用した管理が期待でき、また、これまでの指定管理者としての運営管理実績があることから業務に精通していることも考慮し、岬町淡輪長生会が指定管理者として最も適していると考えことから指定をするものでございます。

以上が、岬町淡輪老人福祉センターの指定管理の指定についての概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決承りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定について」は、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第8、議案第73号「岬町立アップル館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 日程第8、議案第73号、岬町立アップル館の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、現在の岬町立アップル館の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了となることから、同年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設の名称は、岬町立アップル館。

所在地は、岬町深日850番地でございます。

指定管理者の所在地は、岬町深日994番地の245。

名称は、岬町子どもの本連絡会。代表者は近藤弘子でございます。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。

続きまして、指定管理候補者の選定の経緯につきましては、議案書と併せて送付させていただいております岬町立アップル館指定管理候補者の選定結果についてをご参照願います。

まず、指定管理候補者の選定につきましては、社会教育委員や地元自治区長等で構成する岬町立アップル館指定管理候補者選定委員会を設置し、選定いたしております。

委員の氏名等につきましては、3ページの最後に掲載しております。

それでは、1ページをご覧ください。

1、対象施設及び2、指定候補者につきましては議案書のとおりでございます。

続いて、3、募集状況につきましては公募型プロポーザル方式を採用し、岬町ホームページに公募情報を掲載し、8月14日から9月4日までの期間で募集を行い、応募された事業者は1者ございました。

4、選定委員会の審議経過につきましては、8月12日に第1回目の委員会を開催し、公募要領、審査基準及び委員会の進め方等について議論を行いました。

第2回は10月14日に開催し、応募のあった事業者によるプレゼンテーションを実施し、提案内容の説明、質疑応答、意見交換を経て各委員が審査基準に基づき採点の上、指定管理候補者を選定いたしました。

選定審査は各委員が採点により委員全員の採点が基準点60点を上回り、指定管理候補者として選定するか否かについて審査いたしました。

選定審査の結果につきましては、2ページ目にお示ししておりますとおり、評価点の平均点は77.9点でした。

3ページをご覧ください。6、主な選定理由といたしましては、本に関する知識、経験を有する人材を確保しており、利用者の要望や質の高い子どもの読書活動が期待できること。

平成21年度から継続して指定管理者として安定的な運営が行われていること。

感染症対策を講じながらも、子どもたちの読書推進のため安全面を考慮された運営が行われていることなどが評価・採点に反映されたものでございます。

なお、指定管理候補者の指定管理料の提案額は年額141万2,000円でございます。

以上が、岬町立アップル館の指定管理者の指定についての概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。

よろしくご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 総務文教委員会に所属しておりませんので、委員の皆さん、これから審査されることを考えますと差し出がましいのですが1点だけお聞かせいただきたいと思います。

添付資料の2ページで、選定審査の結果が示されております。

その中で、アップル館の適切な維持及び管理が図られるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであることという三つ目の大きな項目の選定委員7名の評価合計点が満点と比較しますと極めて低いという状況、これは以前からそうであったかというように記憶しておりますけれども、端的に言いますと、指定管理料、経費の縮減等に関わる評価点が低いととらえて良いのかお聞かせいただきたいと思います。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご質問の評価方針の、アップル館の適切な維持管理が図られるとともに、その管理にかかる経費の縮減が図られるものであることには、四つの項目がございます。

そのうちの指定管理料につきまして基準額141万2,000円となっており、これを下回った場合に得点は上がるんですけども、基準額が141万2,000円だったことから、この部分について0点だったということで、この分の得点が少し低くなったということでございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町立アップル館の指定管理者の指定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第9、議案第74号「地方税法における延滞金の特例規定の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第9、議案第74号、地方税法における延滞金の特例規定の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。

まずもって冒頭おわびを申し上げさせていただきます。

議案の中に誤りがございました。申し訳ございません。

該当箇所は、条例の最後の附則でございます。

附則の4項と5項、これ同じものが記載されております。5項を削除させていただき、あと6項以降、1項ずつ繰上げさせていただき、5項、6項、7項と訂正をさせていただきます。

なお、訂正させていただいた議案につきましては改めまして議案の差替えを発送させていただきます。申し訳ございません。

改めまして提案理由のご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、地方税法の改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を改める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

令和2年度税制改正に伴う地方税法の改正に伴い、延滞金の割合の特例を定める規定が改正され、令和3年1月1日から施行されることから、同法を準用している条例の語句を改めるものでございます。

条例案についてご説明いたします。

議案書の裏面をご覧ください。併せまして新旧対照表をご参照願います。

第1条は、岬町国民健康保険条例の一部改正で、附則第4条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるものでございます。

第2条は、介護保険条例の一部改正で、附則第6条を同様に改めるものでございます。

第3条は、岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、附則第2条を同様に改めるものでございます。

第4条は、岬町土地改良事業及び工事災害復旧事業分担金条例の一部改正で、附則第2項を同様に改めるものでございます。

第5条は、岬町下水道事業受益者負担金条例の一部改正で、附則第2項を同様に改めるものでございます。

第6条は、岬町土地事業分担金徴収条例の一部改正で、附則第2項を同様に改めるものでございます。

附則第1項は施行期日を定めるもので、この条例は地方税法の関係規定の施行日である令和3年1月1日から施行するものとします。

附則第2項から第7項は改正後のそれぞれの条例の経過措置を定めるもので、条例の施行日である令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金についてはなお従前の例によることを定めております。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「地方税法における延滞金の特例規定の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしく申し上げます。

次の会議は12月22日の全員協議会終了後に開きますので、ご参集ください。

ご苦勞様でございました。

(午前10時55分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年12月2日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 谷 崎 整 史

議 員 道 工 晴 久